

運航再開のお知らせ

平素より株式会社ジールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、弊社に対する事業停止命令の期間が満了したことに伴い、令和8年8月14日より運航を再開いたしました。

今回の事態により、お客様、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では今回の件を重く受け止め、安全管理体制の見直しおよび再発防止に向けた取り組みを進めてまいりました。今後、より一層の安全運航に努めてまいります。

皆様には今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2026年8月14日
株式会社ジール

事業停止処分について

令和8年7月15日（火）から同年8月13日（水）までの30日間、関東運輸局より海上運送法に基づく事業停止処分を受けることとなりました。お客様並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけすることを、深くお詫び申し上げます。

【処分の経緯について】

今回の処分は、当社の社員が自身の海技免状の失効を会社に隠すために管理データを改ざんし、長期にわたり虚偽の状態で乗務を続けていたことが主たる原因です。また、当該社員は事故が発生した際にも、その事実を会社に報告せず隠蔽しました。このような行為は、安全運航を担う事業者の社員として決して行ってはならないものであり、当該社員については厳正な処分を行いました。

しかしながら、このような事態を招いた背景には、資格管理においてデータの確認・更新が属人的な運用となっており、組織として多重確認する仕組みが不十分であった、会社としての管理体制の問題がありました。また、今回の不正発覚を機に実施された運輸局による監査において、安全管理・運航管理体制上の不備も確認されました。これらはいずれも会社全体の責任として真摯に受け止めており、根本的な見直しに取り組んでまいります。

【是正措置について】

別紙のとおり、管理・組織体制の抜本的な見直しを行いました。

【運航再開について】

令和8年8月14日（木）より運航再開を予定しております。ご不便をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、是正措置・再発防止への取り組みを引き続き徹底するとともに、皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月15日

株式会社ジール
代表取締役 平野 拓身

令和8年7月15日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジール
(3) 処分等の種類	事業の停止命令
(4) 事故等の概要	令和7年10月9日、10月23日、10月30日、10月31日、11月5日及び令和8年1月15日、関東運輸局が上記事業者に対する海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、適切な船舶職員を乗組ませずに運航していたこと、一般旅客定期航路事業の船舶運航計画の届出を行っていなかったこと等、海上運送法等関係法令の違反を確認した。
(5) 処分等の内容	【事業の停止命令について】 海上運送法第17条、法第21条の5において準用する法第17条及び法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和8年7月15日から令和8年8月13日までの30日間、一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の事業を停止すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 Ⅰ) 一般旅客定期航路事業(関東154) 53点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点) Ⅱ) 旅客不定期航路事業(関東不1105) 51点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点) Ⅲ) 旅客不定期航路事業(関東不1185、関東不1186、関東不1203)、一般不定期航路事業 各50点 (うち輸送の安全に関する違反点数 50点)

令和8年6月22日

行政処分に係る是正措置のご報告

このたびの行政処分に際しましては、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

令和8年5月21日付け関東運輸局からの命令（関海運第18号）に対し、当社は安全管理体制の抜本的な見直しを行い、是正措置を講じてまいりました。令和8年6月22日付けにて関東運輸局に正式に提出し、受理されましたことをご報告申し上げます。

是正措置の概要につきましては次のページをご確認ください。

このたびのことを深く反省し、安全運航の徹底と信頼回復に向けて、取り組んでまいります。何とぞ変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役 平野 拓身

令和 8 年 6 月 22 日

関東運輸局長 殿

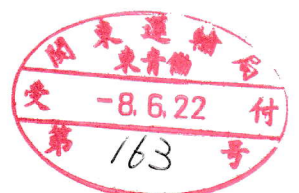
株式会社ジール

代表取締役 平野 拓身

輸送の安全確保に関する命令に対する措置報告書の提出について

令和 8 年 5 月 21 日付け関海運第 18 号「輸送の安全確保に関する命令」について、当社が講じた具体的措置の内容を、別紙のとおり報告いたします。

以 上



輸送の安全確保に関する是正措置について

令和 8 年 6 月 22 日

株式会社ジール

当社は、令和 8 年 5 月 21 日付けにて関東運輸局より輸送の安全確保に関する命令（関海運第 18 号）を受け、以下のとおり是正措置を講じましたのでご報告いたします。

1. 資格管理体制の強化

乗組員の海技免状について、安全統括管理者による直接確認体制を構築し、有効期限の一元管理及び複数者による確認運用を開始いたしました。また、免許更新費用の会社全額負担制度を導入し、会社主導による更新管理体制へ移行いたしました。

2. 安全情報の公表

輸送の安全に関する基本方針、重点施策及びその達成状況、行政処分の内容について、当社ホームページ上での公表を実施いたしました。今後も法令に基づき、安全情報の適時更新を継続してまいります。

3. 経営トップによる安全管理への主体的関与

経営トップは、外部海事安全顧問（現役船長・海事代理士）及び外部人事顧問から継続的な指導を受け、安全管理に関する知識・意識の向上に取り組んでおります。また、取引先・顧客等関係者への説明及び謝罪を誠実に行ってまいりました。

全社員を対象とした外部専門家による教育講習を順次実施予定であり、組織全体での安全マネジメント態勢の構築を推進しております。

4. 運航管理体制の整備

船舶運航中における陸上との常時連絡体制を確立し、運航管理者が常時待機する体制を整えました。緊急時は電話による直接連絡を第一とし、報告先を一本化しております。また、情報共有システムを活用した日次報告体制を整備いたしました。

5. 安全統括管理者の職務強化

外部海事安全顧問・外部人事顧問・船舶管理専門エンジニアと連携し、従来の特定部門への権限集中を解消いたしました。新たに業務部を設置し、配乗管理・免許管理・記録管理・航路申請等を組織的に管理する体制へ移行いたしました。

6. 運航管理者の職務及び権限の適正化

運航管理者を複数名体制とし、一方の判断のみで決定が行われない仕組みを構築いたしました。業務部との連携による相互確認体制及び外部専門家による定期監査体制を整備しております。

7. 配乗計画管理の適正化

配乗計画の作成・確認を複数者が連携して行う体制へ移行し、スケジュール管理システムを活用した記録確認を徹底しております。従来の特定担当者への属人化を解消いたしました。

8. 運航記録の整備

外部海事安全顧問の指導のもと、波高を含む運航中止基準に係る情報の記録欄を追加するとともに、連絡記録・船内巡視記録・運航変更事由等の記載欄を整備した最終版日報へ切り替えました。

9. 作業体制の見直し

実際の運航体制に即した安全管理規程及び作業基準への見直しを行い、令和8年6月1日に変更届出を行いました。

10. 発航前点検記録の管理強化

発航前点検記録について、電子データによる一元管理体制へ移行し、安全統括管理者・運航管理者・業務部責任者による複数者確認体制を構築いたしました。記録の改ざん・隠蔽が発生しない組織的な仕組みを整えております。

11. アルコール検査体制の強化

アルコール検知器を用いた乗船前検査を義務化し、検査結果をアプリにより記録・管理する体制を整備いたしました。予備機の備置及び記録の永続的保存を実施しております。また、変更後の体制について全乗組員・船長への周知を行いました。

12. 陸上施設点検記録の整備

陸上施設の点検整備について、複数部門が協力して記録する体制へ移行し、電子記録管理へ完全移行いたしました。不具合発生時は情報共有システムによる即時共有体制を整えております。

13. 事故発生時の対応体制の整備

事故発生時における乗船者への周知及び安全確保措置について、外部専門家による教育を実施するとともに、対応手順を定め全乗組員・船長への周知を行いました。全乗組員・船長から誓約書への署名を取得し、報告・周知義務の遵守を確認しております。

14. 事故等の連絡体制の整備

事故発生時における運航管理者・海上保安官署及び運輸局への連絡・報告手順を明確化し、全乗組員・船長へ周知いたしました。情報の隠蔽を防ぐ組織的な仕組みを構築し、外部専門家による教育を通じて法令遵守の徹底を図っております。

当社は今後も関係法令を遵守し、安全最優先の事業運営を継続してまいります。引き続きご支援・ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

令和8年5月21日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年5月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ジール
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和7年10月9日、10月23日、10月30日、10月31日、11月5日及び令和8年1月15日に下記の事業者に対し、関東運輸局が海上運送法第25条第1項に基づく監査を実施したところ、適切な船舶職員を乗組ませずに運航していたことや、同社が定める安全管理規程を遵守しておらず、海上運送法等関係法令が遵守されていない事実を確認しました。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年6月22日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、運航船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗り組ませることについて、管理体制の見直しを行い、これを確実に遵守するものとする。また、船長は同法第21条に基づき、船舶職員として乗り組む際は、乗組み基準において必要とされる資格に係る有効な海技免状を受有すること。 ② 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第51条第4項に基づき、当該事業にかかる輸送の安全に係る情報を外部に対して公表すること。 ③ 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ④ 運航管理者及び運航管理補助者は、安全管理規程第15条及び第16条に基づき、船舶が運航している間、陸上において船舶と常時連絡できる体制を確保すること。 ⑤ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

	⑥ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑦ 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い、法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成すること。 ⑧ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第5条に基づき、運航中止基準にかかる情報について確実に記録を残すこと。 ⑨ 運航管理補助者及び輸送の作業に従事する者は、安全管理規程第31条及び作業基準第2条に基づき、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の陸上・船内作業を実施すること。 ⑩ 船長は、安全管理規程第32条に基づき、発航前点検について完全性が確保されている結果を点検簿に事実と違わず記録し、航海の安全を確保すること。 ⑪ 安全統括管理者は、安全管理規程第35条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築し、社内に周知したうえで乗組員及び船長に対して検査を確実に実施させ、その結果を正確に記録すること。 ⑫ 運航管理者は、安全管理規程第37条に基づき、陸上施設の点検整備について陸上施設点検簿を作成のうえ実施した措置について記録すること。 ⑬ 船長は、安全管理規程第39条第1項に基づき、自船に事故が発生したときは、事故発生の実態及び状況について正確に乗船者に周知したうえで、安全確保のための必要な措置を講ずること。 ⑭ 船長は、安全管理規程第39条第1項及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置について速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。また、運航管理者は事故処理基準第4条に基づき、事故が発生した時は速やかに運輸局等まで事故の状況について報告すること。
--	---